

7-2

《住民からの問合せ編》

故人の希望により 海に散骨したいが許可や 届出が必要かと聞かれた

事例

X市の住民のAさんから、父親が亡くなり、火葬が終わったのだが、遺骨について海に散骨したいと思っているとの電話がありました。

その際、Aさんから、遺骨を海に散骨するにあたって自治体の許可や届出が必要なのかとの問い合わせがありました。

この事例に含まれる法的問題とX市の対応について検討してみてください。

解説

① 行政の視点

(1) 確認すべき法令

【墓地、埋葬等に関する法律第2条第1項～第3項、第5条】

この事例について、行政の視点から確認すべき法令は、墓地、埋葬等に関する法律（以下、法）になります。

まず、遺体の取扱いに関連する事項で、許可が必要なものの確認のため、法第5条を確認することになります。

次に、法第5条において市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可が必要とされている「埋葬」、「火葬」、「改葬」について、これらがどのような行為を意味するのか、その定義規定である法第2条第1項～第3項の

確認が必要となります。

（2）確認すべき事実

この事例について、行政の視点から確認すべき事実は、Aさんが実施しようとしている海への散骨の具体的内容です。

海への散骨については海洋散骨とも言われ、具体的には、祭祀の目的をもって、故人の火葬したあと、その焼骨を粉状に碎き海洋に散布することといった理解が一般的と思われます（一般社団法人日本海洋散骨協会の策定に係る「日本海洋散骨協会ガイドライン」参照）。

そこで、X市としては、この事例における散骨が、このような一般的な理解に係るものかどうかを確認することになります。

（3）検討すべき法律効果と対応

この事例について、行政の視点から検討すべき法律効果は、海への散骨に係るX市の許可や届出の要否です。

具体的には、散骨が、上述のような一般的な内容である場合、かかる行為が法第5条における「埋葬」、「火葬」、「改葬」に該当するかを検討することになります。

まず、散骨は、死体を土中に葬るものではないため、「埋葬」には該当しません。

次に、散骨は、死体を葬るために、これを焼くことではなく、既に火葬済みの焼骨を粉状に碎き海洋に散布することなので、「火葬」にも該当しません。

さらに、散骨は、埋葬した死体を他の墳墓に移すなどの行為ではなく、「改葬」にも該当しません。

以上により、海への散骨は、法第5条に基づき市町村長による許可が必要となる行為ではないということになります。

その他、法には、海への散骨にあたって許可や届出を要することをうかがわせるような規定はありません。

したがって、海への散骨については、自治体の許可や届出は不要であると解され、原則的な結論として、Aさんに対して、X市に対する許可や届出は不要と回答することになります。

「原則的な結論」としたのは、自治体によっては、独自の条例によって散骨を規制している場合があるためです。

散骨規制の一例として、「岩見沢市における散骨の適正化に関する条例」が挙げられます（ただし、この条例は「地表」への散骨に係る規制であり、「海洋」散骨に係る規制ではありません）。

よって、X市としては、Aさんに対する回答にあたり、X市に海洋散骨に係る独自の規制（条例）がないか確認が必要になる点には留意が必要です。

② 民事の視点

(1) 確認すべき法令

【民法第709条、第710条】

この事例について、民事の視点から確認すべき法令は、民法（以下、法）になります。

海洋散骨にまつわる法的トラブルはいろいろと考えられるところですが、行政の視点で検討したように、自治体が積極的にかかわることは考えにくいことから、問題は主にいわゆる民・民の関係で生じると考えられます。

このような場合、自治体としては、民・民における法的問題に介入する必要はなく、また、その権限もないのが原則と考えられますが、住民同士のトラブルを予防することは広く「住民の福祉の増進」（地方自治法第1条の2第1項）に寄与するともいえるところです。

よって、この事例においても、起こりうる民・民の法的トラブルを想定し、Aさんに当該トラブルを予防するために有用な情報提供をすることが考えられます。

たとえば、①Aさんが海洋散骨を行った近海において漁業を営む住民のBさんが、Aさんに対し、海洋散骨によって風評被害を受け、売り上げが減少したので、当該売上減少分の損害を賠償せよといったトラブル（以下、想定トラブル①）や、②Aさんが海水浴場となっている海域において海洋散骨を行った際、付近を遊泳していた住民のCさんが、海洋散骨を目撃して精神的なショックを受けたので慰謝料を支払えとAさんに要求するといったトラブル（以下、想定トラブル②）を想定してみます。

これら想定トラブル①、②は、いずれもAさんの行為によって損害を被ったとする住民が、Aさんに対して損害賠償を求めるものであり、法でいうところの不法行為にかかわる問題であると考えられます。

そこで、X市がこの問題を検討するにあたっては、民法第709条、第710条を確認することになります。

（2）確認すべき事実

想定トラブル①、②について、民事の視点から確認すべき事実は、行政の視点から確認すべき事実と同様、Aさんが実施しようとしている海への散骨の具体的内容となりますが、特に、散骨を実施しようとしている場所の確認が重要になります。

（3）検討すべき法律効果と対応

想定トラブル①、②について、民事の視点から検討すべき法律効果は、散骨に伴うAさんの不法行為責任（法第709条、第710条）の有無です。

まず、想定トラブル①について、主なポイントとなるのはいわゆる因果関係です。



つまり、不法行為に基づく損害賠償請求が認められるためには、権利侵害と損害の発生との間に、当該権利侵害があったから当該損害が発生したという関係（因果関係）が必要になります。

この事例では、Aさんによる海洋散骨（権利侵害）があったからBさんの漁業売上が減少した（損害が発生した）という関係が必要になります。

実際の結論は事案によりますが、一般的に、漁業売上の減少の要因としては、気候、海流、不漁など、多種多様なものが考えられ、一個人による海洋散骨が影響を与える（因果関係がある）とは考えにくいところです。

したがって、想定トラブル①でAさんに不法行為責任が認められる可能性はそれほど高くないと考えられます。

次に、想定トラブル②については、法第709条における「権利又は法律上保護される利益を侵害した」といえるか否かが主なポイントとなります。